

滋賀県トラック協会

適正化だより

標準的な運賃及び標準貨物自動車運送約款が改正されました！

同封資料

- ・標準貨物自動車運送約款等の一部改正について
- ・「標準的運賃」等の見直しのポイントと距離制運賃表
- ・標準貨物自動車運送約款

令和2年4月に告示したトラックの標準的運賃について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃が告示されました。

令和2年告示の標準的な運賃を届出済みの事業者様におかれましては、手続きは不要となり、自動的に新たな標準的運賃に移行されております。（令和6年3月22日付）

なお燃料サーチャージにつきましても、令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合は、告示の中で規定されているため届出は不要となります。

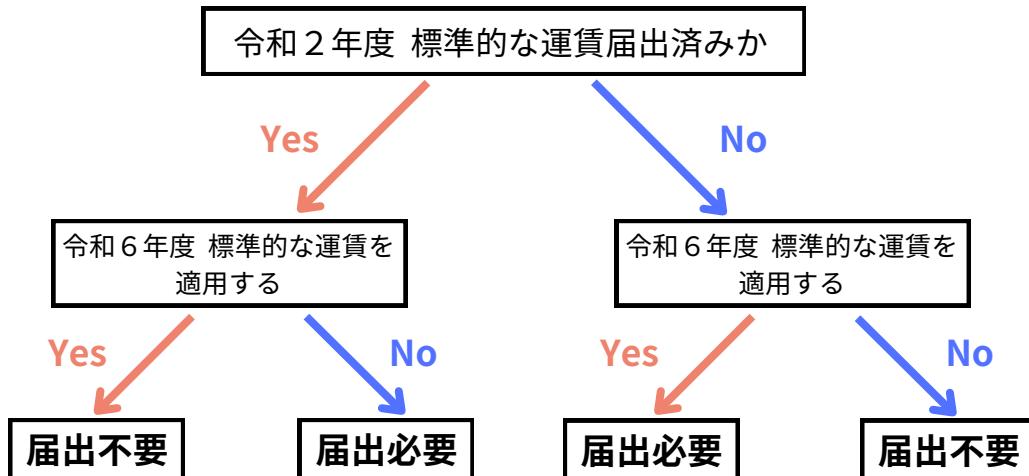
届出の必要有無につきまして下記の通りとなりますのでご参考下さい。

○令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合
→届出不要

○令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が、継続して同運賃を適用する場合
→届出必要

○令和2年告示以外の運賃を届出済み事業者が令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合
→届出必要

○令和2年告示以外の運賃を届出済み事業者が、継続して同運賃を適用する場合
→届出不要



※独自の燃料サーチャージを適用される方は別途届出が必要となります